

改 正 後	改 正 前
(削除)	<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 81)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">租税特別措置法第67条の2の規定による承認申請書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">財務大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">平 納 税 地</p> <p style="text-align: center;">申請者の名称</p> <p style="text-align: right;">代表者の氏名</p> <p style="text-align: right;">㊞</p> <p style="text-align: center;">租税特別措置法第67条の2第1項の規定の適用を受けたいので、同法施行令第39条の14〔現行、措令39条の25〕第2項の規定により下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: right;">記</p> <p style="text-align: center;">1 申請者の設立の年月日</p> <p style="text-align: center;">2 申請者が現に行っている事業の概要</p> <p style="text-align: center;">3 申請者の設立時から現在に至るまでの経過概要（法人の沿革）</p> <p style="text-align: center;">4 その他参考となるべき事項</p> </div> <p style="text-align: center;">14・07改正 (法1338-1)</p>

改 正 後	改 正 前
(削除)	<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 81)</p> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 寄付行為又は定款の写し 2 法人の登記簿謄本 3 承認申請をする事業年度の前事業年度の決算書類（財産目録、収支（損益）計算書、貸借対照表、剩余金処分計算書）、（新設法人にあっては、承認申請をする事業年度の収支予算書、設立時の財産目録及び貸借対照表） 4 申請者の医療施設の明細表（付表1により医療施設の別に作成してください。） 5 申請者の役員、評議員に関する明細表（付表2により作成してください。） 6 申請者の従業員に関する明細表（付表3により医療施設の別に作成してください。） 7 申請者の経理等に関する明細表（付表4により作成してください。） 8 申請者が出資持分の定めのない社団であるときは、社員名簿の写し 9 就業規則、給与（退職給与を含みます。）規則があるときは、これらの写し 10 健康保険法第43条の9第2項の診療報酬の基準以下の金額により自費患者の診療報酬を請求していることを説明する書類（診療報酬規程があるときは、これを添付してください。） 11 申請者の病院（診療所）の患者収容定員数を証する都道府県知事の証明書 12 その設置する病院につき救急病院等を定める省令第2条の規定に基づき、救急病院である旨の告示を受けているときは、その旨を証する都道府県知事の証明書 13 その設置する患者40人未満の収容施設を有する病院が、心身に障害のある者に対してもっぱら理学療法又は作業療法を行うことにより、その動作能力及び社会的適応能力の回復を図り社会復帰を行わせることを目的とする病院であるときは、その旨を証する都道府県知事の証明書 14 その設置する患者40人未満の収容施設を有する病院の所在する区域が、病院が著しく不足している保健所の所管区域で、かつ、交通事情等が悪いため、他の保健所の所管区域に所在する病院を利用することが困難な区域として昭和49年3月末日現在で人口万対病床数が一般病床及び精神病床の場合には25未満、結核病床の場合には20未満の地域のうち、都市近郊等交通事情の良い地区を除いた地区であるときは、その旨を証する都道府県知事の証明書 15 診療所のみを設置する法人の主たる診療所につき救急病院等を定める省令第2条の規定に基づき、救急診療所である旨の告示をうけているときは、その旨を証する都道府県知事の証明書 16 診療所のみを設置する法人の主たる診療所の所在する市（区）町村の区域が、昭和49年3月末日現在において前記14の保健所の所管区域に含まれる市（区）町村であって当該市（区）町村における病院及び診療所の数が別に定められる数（昭50年直法1-30の別表2参照）に充たない市（区）町村の区域であるときは、その旨を証する都道府県知事の証明書 17 医療に関する法令に違反する事実がないことを証する都道府県知事の証明書 18 上記の書類のほか、租税特別措置法第67条の2第1項に規定する財務大臣の承認の要件をみたす旨を証明する書類